平成２３年（フ）第２００号
静岡県田方郡函南町平井1740番地の1007
債務者　猪口　　潔
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９７号
神奈川県横浜市都筑区川和町969―２―205
債務者　開　　恵美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉城　光博
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９００号
東京都板橋区南常盤台２丁目３―10―302
債務者　日野美智子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉城　光博
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９９０号
東京都中野区本町１丁目８―13―202
債務者　安本　　孝
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀越　友香
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０１３号
千葉県浦安市堀江２丁目25―６―304
債務者　中里　利明
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１００号
埼玉県越谷市蒲生１丁目５―45―303
債務者　池田　研介
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　哲
4　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月19日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の12ロータリービル８．７―501号室
債務者　高橋　初一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地の12ロータリービル８．７―501号室
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　伸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
新潟県佐渡市戸地807番地
債務者　金津　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　俊彦
4　財産状況報告集会の期日　平成23年９月５日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３５８４号
大阪市阿倍野区阪南町１―39―７、住民票上の住所大阪市浪速区幸町３丁目３番６号
債務者　小宮山正人
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４６号
秋田県横手市十文字町上鍋倉字富沢15番地
債務者　小松　直美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４７号
秋田県横手市十文字町上鍋倉字富沢15番地
債務者　小松　ノリ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２９号
群馬県太田市寺井町708番地１
債務者　廣瀬　啓明
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３２号
奈良県香芝市旭ケ丘２丁目18番地の21
債務者　清水　勝利
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
奈良県香芝市磯壁３丁目86番地の１　コーポラス三和102号、前住所奈良県香芝市畑４丁目566番地の１　セリーシア葛城Ｂ202
債務者　河田　広一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
奈良県香芝市磯壁３丁目86番地の１　コーポラス三和102号、前住所奈良県香芝市畑４丁目566番地の１　セリーシア葛城Ｂ202
債務者　河田　敦美
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係